

農林漁業スタートアップ応援事業補助金交付要綱

制定 平成 31 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 2 月 5 日

改正 令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農林漁業スタートアップ応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、萩市で新たに農林水産業への就業を志す者に対し、就業準備期間及び経営の不安定な就業初期段階における経済的負担の軽減及び安定した農林漁業経営及び生活基盤の確立を支援するための補助金等を交付することにより、就業への安心感と定着率を高め、もって本市の農林水産業の担い手の確保及び育成を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費、補助金額及び事業実施主体等は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第 6 条 市長は前条の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付された条件を事業実施主体に通知する。

(申請の取下げ)

第 7 条 事業実施主体は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から 20 日以内(市長が別に期間を定めたときは、その期間内)に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等に係る承認の申請等)

第8条 事業実施主体は、補助事業の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(別記第2号様式)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(軽微な変更の範囲)

第9条 前条ただし書の市長が定める軽微な変更は、別表第1に定める重要な変更以外の変更とする。

(実績報告)

第10条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、実績報告書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、補助事業が完了した日から20日を経過した日又は当該交付年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、当該補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

(補助金の交付)

第12条 前条の額の確定の通知を受けた事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第13条 第6条の交付決定の通知を受けた事業実施主体は、補助金の概算払を請求しようとするときは、補助金概算払請求書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 市長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- (5) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項による取消しをした場合には、速やかに事業実施主体に通知する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該事業実施主体に対し、

期限を定めて、その返還を命ずるものとする。ただし、補助金の交付の決定の取り消しが、病気や災害等によるやむを得ない理由によるもので、これを市長が認める場合には、この限りではない。

- 2 市長は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、事業実施主体に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第16条 事業実施主体は、補助金に係る関係書類を整備し、交付を受けた日の属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して、5年間これを保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、農林漁業スタートアップ応援事業補助金の交付の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度に係る事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に、ふるさと再生萩回帰応援事業実施及び補助金交付要（平成29年7月7日付け萩農林第220号通知。以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて交付決定した補助金については、なお従前の例による。

(ふるさと再生萩回帰応援事業実施及び補助金交付要綱の廃止)

- 3 旧要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月5日から施行し、令和2年度に係る事業から適用する。

- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度に係る事業から適用する。